

障害のある学生への 支援・配慮事例

【病弱・虚弱】

平成 27 年 4 月



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

事例の紹介にあたって

大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において各校の状況に応じた具体的取組の検討をする際の参考資料として、障害学生支援の一助となれば幸いです。

1. 趣旨・背景

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成 26 年 2 月 17 日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定で、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となります。本機構では、こうした動向を踏まえ、障害のある学生からの支援の申し出に対して、適切な対応を行なうために参考となる取組事例の収集を目的とする調査を実施しました。

今般御紹介する事例は、各大学等において実際に学生に配慮を行なった事例です。これらはそのまますべての大学等における「合理的配慮」となる性格のものではありませんが、大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において、各校の状況に応じた具体的取組を検討する際の参考資料として提供するものです。

2. 紹介事例について

ご提供いただいた事例のうち、病弱・虚弱 22 例を紹介しています。

1) 紹介事例の選択方法

支援・配慮は、各大学等の状況により異なります。さまざまな状況における支援・配慮のあり方を示すため、紹介事例は以下の考え方で選択しました。

- ・支援の申し出から、学生本人と大学との協議、提供された支援のプロセスや申し出に対応できなかったときの理由などがよくわかるもの。
- ・限られた資源や制約の中で工夫されたもの（支援内容が重複する場合は、記述内容の詳細なものを選択する）。
- ・提供校の以下の要素に、できるだけバリエーションをもたせる。

設置形態（国公立）、学校種（大学、短期大学、高等専門学校）、
学校規模（在籍学生数）、支援体制（委員会や支援担当部署の状況）等

2) 閲覧にあたっての注意事項

ここで紹介する事例は、推奨される事例や最低限ここまでは実施しておくべき事例といったものではなく、個々の大学等において実践された多様な取組例の一部です。各大学等においては、各校の状況を踏まえた合理的配慮を検討する際の参考資料の一つとしてご活用いただければ幸いです。

なお、障害学生の個人情報保護に配慮し、各事例における個別情報（学校名、機関名、障害学生の個人情報等）は、紹介していません。学校や地域が特定できるような部署、学部学科、組織の名称等の固有名詞は、一般的な用語や表現に置き換えて紹介していますのでご了承ください。

3) 参照すべき資料

大学等における合理的配慮の基本的な考え方については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」の「9. 関連資料」をご参照ください。また、合理的配慮を含む障害者差別解消法の基本的な考え方については、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をご覧ください。また合理的配慮を各組織の状況に合わせて行なうべきことや、配慮要望・申請に対する対応手順や過度な負担の考え方などについては、厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」（労働政策審議会障害者雇用分科会）を参照することもできます。

○内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

○厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

4) 事例の見方

- ・各ページの事例は、学校規模（全体の学生数）の大きい順に並んでいます。
- ・各ページには、以下の場面ごとの索引があります。
 - 入学者選抜等（受験上の配慮を含む）
 - 授業、試験、移動、施設改修等
 - 進級、卒業、就職、学外実習等
 - 学生相談、カウンセリング等
 - 学外生活（通学・入寮等）
- ・索引見出しには、学校規模と設置形態（国公立）及び支援内容のわかるキーワードがついています。
- ・事例紹介ページは、「学校基本情報」「(1) 支援の申し出」「(2) 対応について」「(3) 学生の反応、感想等」のブロックから構成されています。事例閲覧者は、これらの情報と自校の状況を比較することにより、自校における支援・配慮のあり方を検討することができます。

学校基本情報…「平成 26 年度（2014 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の回答によるものです。紹介事例は、平成 26 年度に実施されたものとは限らないため、事例実施時と支援環境等に相違がある場合があります。支援・配慮を行なった学校の基本的な情報や、支援実績、対応組織体

制、どのような支援が行なわれているかなど、その学校の基礎的環境整備の状況を概観することができます。なお[～障害学生への実施支援]欄に書かれている支援内容は、その障害種別の学生に対してその大学等が全般的にどのような支援を提供していたか（平成 26 年度）であり、事例の学生に対して提供された支援内容ではありません。

- (1) 支援の申し出…支援を申し出た学生の基本情報（申し出のあった障害種別、学部学科、学年）などです。申し出者は本人であることも、本人以外、あるいは両者であることもあります。
- (2) 対応について…[申し出を受けた部署] [対応の手順] [学生との話し合い] [支援内容] [学内協議参加部署・機関] [ニーズへの対応]の各項目が記載されています。申し出に対して各校がどのような対応を行なったかが示されます。大学等の体制整備の一環として対応窓口の設置状況や対応プロセスがわかるとともに、学生等の申し出者との話し合いの内容を知ることができます。各校の状況によって必ずしも学生等からの申し出（ニーズ）に応じることができなかったケースもありますが、その場合は対応できなかった理由などが記載されています。
- (3) 学生の反応、感想等…学生等からの反応や、その後の経緯などのフィードバック情報がある場合に記載されます。

3. 調査の概要

紹介事例の収集にあたっては、全国 416 校の大学等からご提供いただきました。ご協力ありがとうございました。

1. 調査対象

全国の大学、短期大学及び高等専門学校のうち、障害のある学生が在籍している学校（811 校）

※平成 25 年度（2013 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査による。

2. 調査方法

抽出調査

（配布方法：送付状郵送、調査票ウェブサイト配信 回収方法：電子メール）

3. 調査期間

平成 26 年 7 月 1 日～7 月 31 日

目次

事例 No. 1	私立大学(10,000人以上)肥大型心筋症(授業)	1
事例 No. 2	私立大学(10,000人以上)人工肛門・人口膀胱(授業)(進級)	2
事例 No. 3	私立大学(10,000人以上)(入学)(授業)(学外)	3
事例 No. 4	私立大学(10,000人以上)心臓疾患(授業)	4
事例 No. 5	国立大学(5,000～9,999人)(授業)	5
事例 No. 6	国立大学(5,000～9,999人)先天性筋ジストロフィー(授業)	6
事例 No. 7	私立大学(2,000～4,999人)(授業)	7
事例 No. 8	私立大学(2,000～4,999人)(学外)	8
事例 No. 9	私立大学(2,000～4,999人)(授業)	9
事例 No. 10	私立大学(2,000～4,999人)ファロー四徴症(授業)	10
事例 No. 11	公立大学(2,000～4,999人)ギランバレー症候群(入学)	11
事例 No. 12	公立大学(2,000～4,999人)突発性後天性全身無汗症(入学)	12
事例 No. 13	私立大学(1,000～1,999人)(授業)	13
事例 No. 14	私立大学(1,000～1,999人)クローン病(授業)	14
事例 No. 15	公立大学(1,000～1,999人)クローン病(授業)(進級)	15
事例 No. 16	国立高専(1,000～1,999人)食物アレルギー(授業)(進級)	16
事例 No. 17	国立高専(1,000～1,999人)化学物質過敏症(入学)(授業)	17
事例 No. 18	公立短大(500～999人)(学外)	18
事例 No. 19	私立大学(500～999人)てんかん(進級)	19
事例 No. 20	国立高専(500～999人)(授業)	20
事例 No. 21	私立大学(500～999人)ウィリス動脈輪閉塞症(授業)	21
事例 No. 22	私立短大(1～499人)そばアレルギー(授業)	22
索引		
場面別索引		23

事例No.1

		授業、試験、移動、施設改修等			
--	--	----------------	--	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生課、学生相談室、健康管理センター
病弱・虚弱学生への実施支援	注意事項等文書伝達			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	肥大型心筋症	理学	1 年次	男	申し出者	本人
申し出内容		入学時に配慮依頼が必要な学生については大学に申請があり、入学後に面談を行なう。授業に関する配慮依頼があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学時に学生課より合格者あてに配慮依頼の資料を送付し、依頼が必要な学生は健康管理センターまたは学生相談室に申し出を行なう。
対応の手順	学生課が関係部署を招集し障害学生支援委員会を開催し、関係部署に情報を共有する。さらに、本人から申し出が出ている配慮内容を障害学生支援部会で審議し、大学で対応する支援内容を決定する。決定後は学生課が配慮願を作成し、関係部署に送付し、学生が履修した科目の先生に情報を共有してもらう。
学生との話し合い	学生と面談を行ない、可能な支援内容を検討した。関係部署に配慮依頼書を送付し、学生も納得して授業を受けた。
支援内容	担当教員への周知、緊急時の対応、体育授業の配慮(保健コースや見学など)、学部棟や一般講義棟へのAEDの設置、講義教室の配慮(授業間の移動を少なくする)など。
学内協議参加部署・機関	委員会

事例No.2

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等		
--	----------------	----------------	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	ない	学生部学生課
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、進路・就職指導、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等、自己注射の場所の提供			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	人工肛門 人口膀胱	文学	2 年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学時に支援申請書を提出。人工肛門、人工膀胱により自己導尿や膀胱洗浄の処置が必要で処置用物品の保管と処置できるトイレの配慮を希望。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生課・保健室
対応の手順	支援申請書を提出した全学生の検討会を実施。希望する支援内容について入学前に電話確認し、面談実施。
学生との話し合い	入学前に本人・母と学生課・保健室で面談。学生の障害内容と支援内容の希望を聞き、その後職員が新入生オリエンテーションや学生生活についての不安な部分を確認し説明。
支援内容	宿泊行事の欠席について配慮。自己導尿や膀胱洗浄に使用する身障者用トイレを見学、処置可能と本人の了解を得る。また処置に必要な物品を保健室で保管。健康診断時、更衣室が込み合う時間帯を避けて案内、プライバシーに配慮。
学内協議参加部署・機関	保健室、学生課

(3)学生の反応、感想等

処置物品の補充等の為、保健室に来室した際に体調や学校生活の支障の有無を確認するが、身障者用トイレを利用し自己ケアできており、学校生活に適応できている様子。

事例No.3

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活(通学・入寮等)
-------------------	----------------	--	--	--------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、保健室・看護師と連携を図り、体調の変化等への対応、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	芸術	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	【入学試験時】 保護者より入学試験特別措置申請の提出があり、試験当日保護者による自家用車の送迎と車椅子介助の申し出があった。 【合格後】 キャンパス内を車椅子で移動する際に支障のある点、また、特定バスによる通学に係る点について改善依頼があった。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別措置については、試験前に教務課入試係に申し出があり、入学後の対応については、教務課・学生課が中心となり相談を受けた。
対応の手順	入学試験の特別措置については、申請に基づき車椅子介護について対応した。入学後の対応については、入学前に本人及び保護者に来校してもらい、改めて入学後の要望等について事情聴取を行ない、その対応について、学部執行部、当該学科、関係教員、事務局で協議を行なった。この結果に基づき、履修方法や支援内容に関して関係教員に対し個別具体的な依頼文書を配付して支援を依頼した。
学生との話し合い	本人及び保護者に各種支援内容に関して説明を行ない、その内容に関し了承を得た上で合意書を交わした。
支援内容	入学試験受験時に車椅子介助対応をした。入学後の授業については、移動時間や座席による不利益が生じないよう配慮(受講教室での座席の固定化、大学近隣の学生寮への入寮支援、通学用バスへの優先乗車等)し、また、施設及び設備を使用する上では、その安全向上(車椅子で移動が困難な場所へのスロープ設置等)に努めた。
学外連携	通学用バス運営会社(スロープ板付バスの運行依頼、乗車時の介助)
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.4

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	学生部委員会	学生部、学務部
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、休憩室の確保、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等、疾病管理			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	心臓疾患	人文	1 年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		心臓疾患のため校内で病状悪化の可能性があるため、校内での休養先の確保、緊急時の対応、救急時に使用するキットの預かりに関する要望があった。また授業科目の教室について、エレベーターがある号館への変更の希望があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健センターの看護職、教務課
対応の手順	当該学生と保護者、保健センター所長及び看護職で、当該学生の病状及び支援要望の確認と学生生活上のアドバイス等について話し合いの場を持った。
学生との話し合い	保健センターで可能な支援内容について説明と確認及び担当教員と教務課に対する支援相談の提案を行ない、理解が得られない場合は保健センターにて対応する旨話し、当該学生は納得した。教務課では事前申請があればエレベーターのある教室等の配慮は可能との回答を学生に伝えた。
支援内容	校内での休養先の確保に関しては、保健センター等を利用するという事で安全対策担当部署に報告し警備員への対応徹底を依頼した。救急キットは保健センター預かりとした。救急時の対応を医療スタッフに周知した。なお授業科目の教室変更については一部の科目を除き変更した。変更できなかった科目はスロープのある号館を利用して移動するよう学生に説明し、学生も了承した。また定期試験の実施教室もエレベーターのある号館を手配した。
学内協議参加部署・機関	保健センター等

事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	病休からの復学、服薬による副作用により手指の振戦があり、筆記が困難とのこと。講義時のノート記録の補助を希望。		

(2)対応について

申し出を受けた部署	復学时、学務課へ本人からの申し出。
対応の手順	学内で取り決めた手順を経て、支援チームを設置し、支援を開始した。
学生との話し合い	具体的な支援ニーズについては本人とスタッフが随時個別相談を行ない確認。支援の実施・支援方法については支援チームの教職員を中心に話し合って決定した。
支援内容	講義内容に応じて、必要時間のみポイントテイカー(支援学生1名)を配置。
その他	服薬により体調が不安定になりやすく、休息が必要な場合は資料室を活用した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

講義内容に応じてポイントテイカーを配置するなど、できる限り本人の意向や体調に沿う形で支援を実施した。体調の改善とともに徐々に支援回数を減らすなどの柔軟な対応が大切であり、本人の動機付けや回復力にも影響するようである。

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	先天性筋ジストロフィー	理学	1 年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		後期入学試験の合格決定後に、当該学生と保護者から、障害についての説明や入学後の授業や試験時について要望(確認)があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別措置について、入試課へ事前に申し出があった。入学後の支援については、合格後に、学部と障害学生支援室が相談を受けた。
対応の手順	合格直後に、保護者と大学関係者(学部長、学科長、学部教務課長、障害学生支援室員)で入学後の支援に関する話し合いの場をもった。その情報をもとに学内支援体制を整え、入学直後に改めて、当該学生と保護者および大学関係者が会し、全体ガイダンスを行なった。その中で障害学生支援概要の説明や履修の説明、入学式における支援の説明を行なった。その後は、障害学生支援室が相談窓口となって当該学生と時間割を検討し、教室までのアクセス状況(移動上のバリア、移動時間など)の確認と必要に応じた教室変更を行なうとともに、学内に休憩スペースも設置した。また、授業担当教員へは配慮文書を配付し、入学後のオリエンテーションでは、所属学部学生に対して障害学生支援室員から疾患についての説明を行なった。
学生との話し合い	障害学生支援室員が定期面談(週1回)を行ない、本人の修学におけるニーズや体調等の変化を把握した。
支援内容	支援学生による教室間の移動介助、施設改修(障害者用駐車場および屋根の設置、自動ドア化、段差解消など)、積雪時の除雪。
学外連携	人工呼吸器メーカー
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

入学当初は、配慮に関することは両親、支援者に頼りがちだった当該学生も、徐々に自らの希望や意志を支援者に伝えられるようになり、自発的な言動、行動が増えた。また、学年が上がるとともに必要な履修科目数が減り、落ち着いた学生生活を送ることができている。
--

事例No.7

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	2～5人	教務委員会	学習支援センター、保健センター

病弱・虚弱学生への実施支援 平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	経済学	1 年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験前に、入試課に当該学生と保護者から試験時の対応について要望があった。また、入学後の授業や緊急時の対応、酸素ポンベの保管等について要望があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別な対応については入試課へ事前に申し出があった。入学後の対応については、保健センターで相談を受けた。
対応の手順	入学試験時に把握していた情報に基づいて、入学後は当該学生と保護者、高校養護教諭を通じ日常生活や緊急時の対応等詳細な情報収集を行ない、当該学生と保護者から具体的なニーズの確認等を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について提案し、当該学生は納得した。
支援内容	緊急時に備え、連絡先や対応の確認を行ない、酸素ポンベや薬液は保健センターで保管した。
学外連携	高校養護教諭を通じ主治医と検査医療機関を確認した。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

4年間、無事に大学生生活を送り卒業した。

事例No.8

学外生活(通学・入寮等)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生委員会	学生課・健康相談室・学生相談室・スクールカウンセラー・教務課・学習支援センター
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	文化学	3 年次	申し出者	本人以外
申し出内容	授業担当教員に健康に関する配慮文を配付している学生が、海外留学に参加することになった。国外に出るということで、何かあった時の対応についても不安があり、関係部署に支援内容を伝えるべきかどうか議論となった。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学内資料で、学外プロジェクトで海外留学することがわかり、健康相談室看護師などから心配する声が挙がった。
対応の手順	健康に関する配慮文が出ているので学内情報共有が必要と思われるが個人情報の開示との関係で、学内関連部署や留学先に伝えるべきかどうか、またどこまで伝えるかなど、学内の学生支援組織委員会で議論することとし、まずは学生本人から状況・希望を確認することとした。
学生との話し合い	留学でどのような事をするのか、病気についてどのように考えて対応しようとしているのか確認した。
支援内容	学生本人に、保護者や主治医、大学の担当職員、留学先の担当職員など関連部署責任者に自ら病状を伝えるとともに、現地の状況の調査・確認をし、主治医の指示に従って万全の準備をするようアドバイスした。幸い、すでに留学先の学校には、本人から病気や障害について話を済ませており、先方も受け入れの態勢を取ってくれていた。保護者も了承済みとのこと。
その他	学生本人より、関係部署に連携
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	21人以上	ない	学生支援課
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	人文科学	1 年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者からの申し出あり。父親がトイレ介助、移動介助のため学内に待機し対応したいとの申し出あり。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験での対応については入試課が担当。入学後の対応については学科で相談を受けた。
対応の手順	学科、学生支援課(教務担当、学生担当、保健管理センター)で対応を検討した。
学生との話し合い	学生、保護者には入学前面談の際に対応の詳細について説明し了解を得た。
支援内容	教室変更をして全てエレベータでの利用ができるようにするとともに車椅子で利用できるよう座席の配慮をした(椅子の改修は既に対応済み)。また、保護者送迎用の駐車許可証と長時間滞在用名札を渡した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.10
授業、試験、移動、施設改修等
学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生生活委員会	学生生活課(保健室・相談室)、学生支援室
病弱・虚弱学生への実施支援	休憩室の確保、欠席配慮、医療機器、薬剤等の保管等			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	ファロー四徴症	家政(食物)	4 年次	女	申し出者	本人
申し出内容	主治医より、月に1度の通院を指示されているが、主治医の診察日が週に1度決まった曜日である。その為やむを得ず月に1回は欠席となってしまう。欠席した授業についてレポート提出という形で出席点について配慮をいただきたい。また、運動制限がでている為、体を動かす授業は見学をさせてもらいたい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室
対応の手順	入学時健康調査票の既往歴に記載があり保健室で個別面談→面談の中で配慮願いの希望があり、保健室にて配慮願いについての説明→学生生活課へ提出→学生生活課より当該学生が受講する講義の担当教員へ配慮願いの配付と教学支援課への情報共有
学生との話し合い	保健室にて健康状態や、障害により学生生活で起こりうる困り事を聞き取り。配慮願いに関する説明(提出方法・講義の形態や先生により、配慮希望に添える場合と対応ができない場合がある事)をした上で、今後の流れを伝えた。
支援内容	本人から申し出のあった、やむを得ず欠席となる講義と運動系の講義の担当教員に対して配慮願いを発行。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、学生生活課保健担当職員

事例No.11

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	6～10人	学生生活保健協議会	保健管理センター
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	ギランバレー症候群	社会学(国際)	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	最初の申し出は高校教員による。 その後、本人とのやりとり。 申請内容は、試験時間の延長、別室受験、トイレに近い座席に配置、付添者の同伴。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズセンターにて受付。
対応の手順	学内規定に基づき、学部長(部長)級までの決裁にて、本人へ通知した。
学生との話し合い	申請期間が過ぎていたため、保護者との電話相談を行なった。(必ずしも対応できるか保障できない旨を事前連絡)
支援内容	試験時間延長1.3倍、別室受験、付添者同伴の許可
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.12

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生生活保健協議会	支援担当部署・機関 保健管理センター
病弱・虚弱学生への 実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	特発性後天性 全身無汗症	医・歯学	申し出者	本人
申し出内容	暖房の効かない部屋での受験が望ましいので、別室での設定を希望する。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズセンターにて受付。		
対応の手順	学内規定に基づき、学部長(部長)級までの決裁にて、本人へ通知した。		
支援内容	出入口付近に座席を配置し、状況に応じて別室対応。		
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員		
ニーズへの対応	できなかった内容	別室受験	
	できなかった理由	別室に限りがあるため、希望する環境に沿う対応をした。	

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	11～20人	学生支援センター、学生委員会、教務委員会	事務部学生課、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援		医療機関受診時の欠席に対する配慮、要望に応じた対応、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	農学	2 年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験前に当該学生と保護者から持病について申し出があった。要望は病状の把握と理解、緊急時の対応。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学前に教務課入試係に申し出があった。入学後は教務課と学生課で相談を受けた。
対応の手順	入学後の相談が通院や療養のため欠席が増えることに対する対応であったため、教務委員会が主体となって対応した。その後、所属学部教員や事務部と連携し、対応に関する情報を共有した。
学生との話し合い	教務課が学生から冬にかけて欠席が増えることについて聞き取りを行なった。
支援内容	当該学生は冬にかけて欠席が増えることが予測されたため、授業及び試験の欠席において診断書等の証明書類の添付を免除する特別対応措置をとった。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

体調が思わしくない時に通院や療養することについて、不安や抵抗がなくなった。

事例No.14
授業、試験、移動、施設改修等
学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	2～5人	学生委員会	学生課、教務課、保健室、相談室、就職課
病弱・虚弱学生への実施支援		医療機器、薬剤等の保管等		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	クローン病	社会学	1 年次	男	申し出者	本人
申し出内容		入学試験前の入試相談会で、当該学生と保護者から人口肛門を着けているという話があった。入学後、万が一のために着替えと用具を置く場所が必要。用具を替える場合には椅子に座って行なうのでその場所が必要。どこかにそういった場所を用意してほしい。授業の面では体育の授業の考慮をしてほしいという要望があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健室、看護師に申し出があり、学生課と看護師とで相談を受けた。
対応の手順	着替えと用具を置くためのロッカーの貸し出し。用具装着のために使用できる場所の確保。体育の授業については担当の教員と相談。
学生との話し合い	学生からの要望を聞いた後、ロッカーの手続きをすることと、施設面で用具装着のための場所が確保できた事を伝え、場所の確認をし、当該学生は納得した。
支援内容	ロッカーの貸し出しと用具装着の際使用できる場所の確保。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、保健管理センター等

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等
----------------	----------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	2～5人	学生生活委員会	健康支援センター
病弱・虚弱学生への実施支援		学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	クローン病	看護学	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容		難病発症後休学、復学時点で、体調不良時には保健室のベッドで休養させてほしいとの申し出が保健室にあり。学生相談室には、治療と修学の両立、卒業後の進路の再検討、障害の受容について、相談室の利用を希望する申し出あり。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健室、学生相談室
対応の手順	保健室と学生相談室が隣接しており相互に連携。
学生との話し合い	本人との話し合いで、本人のニーズ、当面の課題を確認。月日の経過とともに本人から、看護師・保健師の資格をとりたいという修学の意味が示されたため、学生相談室が、修学のための環境を整えるために担当部署とのコーディネート役割を担うようになった。
支援内容	体調不良時に保健室のベッドを利用。復学当初は転学科を視野に入れた担当部署との話し合い。看護学修学の意志が明確になってからは、看護学科教員へ疾患の状況と留意事項を伝えるための話し合いのセッティングや資料作りの支援。実習期間中の心身の体調管理に関する相談支援。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等
----------------	----------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	6～10人	専門委員会	学生課学生係、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	食物アレルギー	電子工学	1 年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		母親より、本人の食物アレルギーについての診断、アレルギーを起こしやすい食品、化学物質について説明があり、アナフィラキシーショックを起こす可能性があるため、アドレナリン自己注射薬(※)の携帯、緊急時の体制についての相談があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	担任と保健室に相談があった。					
対応の手順	所属学科と障害学生支援委員会で対応について協議し、教職員会議で看護師からアドレナリン自己注射薬の使用方法について説明を行なった。					
学生との話し合い	担任と学生が密に連絡を取り、その都度解決している。					
支援内容	工場見学、遠足などの際には、アレルギー反応が起こらないように、慎重に場所を選定している。					
学外連携	医療機関から注意点などを記載した診断書を預かっている。					
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解				

(3) 学生の反応、感想等

現在のところ、アドレナリン自己注射薬を使用するようなアレルギー反応はなし。

※アドレナリン自己注射薬

アナフィラキシーに対する緊急補助治療薬で、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐ働きをする。食物アレルギーやアナフィラキシーの既往がある人が、医師に処方されて保持している場合がある。

事例No.17

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			
-------------------	----------------	--	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	6～10人	専門委員会	学生課学生係、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	化学物質過敏症	電子工学	2 年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		入試の際、母親より、本人は微量の化学物質に長期間曝されることによって発症する病気であるため、以下の配慮の希望があった。 ・ワックスの塗布されていない教室での受験 ・試験監督者への香料の強い化粧品・整髪剤・柔軟剤の使用禁止 ・別室受験 また、入学後の実験実習で使う薬品の種類、教室等の床ワックスの成分表についての問合せ、クラスメートに配慮のお願いをしてほしいとの依頼があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試係と障害学生支援委員会
対応の手順	障害学生支援委員会で、保護者の要望に基づき、学内対応について協議した。
学生との話し合い	受験前に使用予定教室でアレルギーが出ないか確認した。入学後に使用予定の教室を見学してもらった。
支援内容	入学後に実験等で使用予定の薬品リストを保護者に提示した。担任より教科担当とクラスメートに対して文書により配慮願いがなされた。床に塗るワックスを植物性成分のワックスに変えた。
学外連携	卒業中学に教室の使用ワックスについて問い合わせた。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

現在まで、授業中や実験中の化学物質過敏症の発作や体調不良はない。

事例No.18

学外生活
(通学、入寮等)

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	1人	教務学生委員会	教務学生部、保健室
病弱・虚弱学生への 実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	消化器疾患	社会学(国際)	2年次	女	申し出者	本人
申し出内容		当該学生は消化器系に疾患があり、排便のコントロールが困難なため、公共交通機関での通学が困難な状況にある。 本学は学生の自動車通学は認めていないが、病状のため認めてほしい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	担任教員
対応の手順	まず学生より担任教員が相談を受ける。 担任教員が学科内で協議を行ない、教務学生部に報告。 教務学生部で検討し、その結果を各委員会で協議の上、申し出を認めた。
学生との話し合い	学生と担任教員が話し、その後教務学生部長、教務学生部リーダー、学生、保護者を交え、状況の確認と対応策について話し合いを行なった。
支援内容	当該学生の自家用車での通学の許可
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.19

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への 実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	てんかん	医療福祉学	4 年次	男	申し出者	本人
申し出内容		てんかんの持病があり、主治医に勧められて障害者手帳取得の手続きをした。障害者手帳が交付された際は、障害者枠での就職も選択肢に加えたい。今後どのようにしたらよいか相談にのって欲しい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	事務部キャリア支援課職員が本人から直接申し出を受けた。
対応の手順	対応をキャリア支援課内で共有した。
学生との話し合い	障害者枠でどのような就職先があるか知りたい、就職活動をどのように進めたらよいか分からないなどの学生の疑問や不安を聴き、情報提供や助言を行なった。
支援内容	就職活動全般について指導、助言を実施した。学生本人および両親に同行し、ハローワークの担当者との面談を実施した。
学外連携	新卒応援ハローワークおよびハローワーク

(3)学生の反応、感想等

学生は希望する応募先に内定し、かつ入社後の職種も選択できたため満足していた。
--

事例No.20

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	11～20人	教務委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援		環境の配慮、保護者との連携、要症状観察(インスリン自己注射)、寮生活に関する配慮		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	情報工学	3 年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	保護者及び本人から以下の要望があった。 ①医療行為(自己注射等)をするための個室使用②過激なスポーツ(マラソン等)の禁止に対する配慮。③必要に応じて授業中でも補給薬を飲むことの許可。④意識を失った場合の救急車の手配。⑤通院及び検査のための欠席についての配慮。⑥体育の授業を昼休み直後に実施(昼休み直後でなければ参加できないため)。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学時に、修学支援を必要とする場合は申し出ることとなり、文書により申し出があった。
対応の手順	学内委員会において要望に対してどのように対応するかについて報告を行なった。また、学級担任や医務室、体育教員へ情報提供を行ない、対応について依頼した。
学生との話し合い	学生・保護者との面談を実施し、希望通りの対応となる旨説明した。
支援内容	自己注射のための個室を確保する。体育の授業や補給薬の飲用については、学級担任及び体育教員に情報提供を行ない、対応してもらうこととなった。通院のための欠席については学級担任と保護者が状況について密に連絡を取り合い、相談することとした。また、体育の授業については、昼休み直後の時間でなければ参加できないとのことだったため、参加できる授業時間割を作成した。
学内協議参加部署・機関	委員会

事例No.21
授業、試験、移動、施設改修等
学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	2～5人	学年担当委員会	教学部 学務課
病弱・虚弱学生への実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱の支援障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	ウィリス動脈輪閉塞症	医・歯学	1 年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		接触プレーや過呼吸になる体育の授業は受けられないとの申し出が親よりあった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	親より書面にて教学部学務課に申し出があった。
対応の手順	関係教職員に連絡を行ない、配慮が必要な科目の講座代表に連絡をし、過度な運動はさせないこととなった。
学生との話し合い	本人からではなく、親からの書面による申し出であったため特に本人や親と話し合いは実施しなかった。
支援内容	授業において過度な運動が必要な場合、当該学生については別の課題を与えることとなった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.22
授業、試験、移動、施設改修等
学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1～499人	11～20人	学生委員会	学生相談室・学生課・保健室
病弱・虚弱学生への実施支援		平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	そばアレルギー	幼児教育	1 年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容		入学前に学生身上調査書の提出を求めた際、保護者から、学生本人が重度のそばアレルギーである旨届出があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	保護者から、入学支援課長、学生課長、保健室担当職員が聞き取りを行なった。
支援内容	そば粉末が少々でも身体に入ると突然急変し生命に関わる可能性があることから、調理実習室で社会人対象のそばうち講座を行っていたのを閉講とし、業者による実習室のそば粉除去清掃を行なった。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 3（私立大学）〈車椅子〉 自動車入構許可、車椅子介助-----3

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 11（公立大学）〈ギランバレー症候群〉 試験時間延長、別室受験等-----11

事例 No. 12（公立大学）〈特発性後天性全身無汗症〉 座席配慮-----12

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 17（国立高専）〈化学物質過敏症〉 アレルギー対応-----17

授業、試験、移動、施設改修等

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 1（私立大学）〈肥大型心筋症〉 実技配慮、使用教室配慮、AEDの設置等-----1

事例 No. 2（私立大学）〈人口肛門・人口膀胱〉 医療機器の保管等-----2

事例 No. 3（私立大学）〈車椅子〉 施設改修（スロープ）、移動支援、座席配慮等-----3

事例 No. 4（私立大学）〈心臓疾患〉 休養室の確保、緊急対応、医療機器の保管等-----4

〔学校規模〕 5,000～9,999 人

事例 No. 5（国立大学）ポイントテイクの配置 -----5

事例 No. 6（国立大学）〈先天性筋ジストロフィー〉 施設改修（自動ドア等）等-----6

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 7（私立大学）緊急対応、医療機器の保管等 -----7

事例 No. 9（私立大学）使用教室配慮、介助者の入構許可等-----9

事例 No. 10（私立大学）〈ファロー四徴症〉 欠席配慮、実技配慮等-----10

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 13（私立大学）欠席配慮等 -----13

事例 No. 14（私立大学）〈クローン病〉 ロッカーの貸し出し、用具装着場所の確保-----14

事例 No. 15（公立大学））〈クローン病〉 休養室の確保等-----15

事例 No. 16（国立高専））〈食物アレルギー〉 緊急対応等-----16

事例 No. 17（国立高専）〈化学物質過敏症〉 床ワックスの変更等-----17

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 20（国立高専）自己注射のための個室の提供等-----20

事例 No. 21（私立大学））〈ウィリス動脈輪閉塞症〉 実技配慮-----21

〔学校規模〕 1～499 人

事例 No. 22（私立短大）〈そばアレルギー〉 社会人対象講座の閉講、除去清掃-----22

進級、卒業、就職、学外実習等

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 2 (私立大学)〈人口肛門・人口膀胱〉 宿泊行事欠席配慮-----2

〔学校規模〕 1,000～1,999 人

事例 No. 15 (公立大学)転学科に関する支援 -----15

事例 No. 16 (国立高専)工場見学、遠足等に関する配慮-----16

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 19 (私立大学)就職支援 -----19

学外生活 (通学・入寮等)

〔学校規模〕 10,000 人以上

事例 No. 3 (私立大学)〈車椅子〉 入寮支援、通学バス利用に関する支援-----3

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 8 (私立大学)海外留学に関する配慮 -----8

〔学校規模〕 500～999 人

事例 No. 18 (公立短大) 自動車通学の許可 -----18